

## 第3章

# 南海トラフ地震防災対策推進計画

総  
則  
編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

計  
画  
編

## 第1節 総則

### 第1 推進計画の目的

この計画は、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されている市における、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に関連する情報と対応、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、地震防災対策の推進を図ることを目的とします。

### 第2 関係機関が南海トラフ地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

本市の地域に係る地震防災に関し、関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱は、「総則編 第4節 計画の推進主体とその役割 第4 関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱」を準用します。

### 第3 南海トラフ地震防災対策推進地域及び南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域

本市は、「南海トラフ地震防災対策推進地域」（南海トラフ特措法第三条）及び「南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域」（南海トラフ特措法第十条）に指定されています。

図 南海トラフ地震防災対策推進地域及び南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域



総則編	第1編 地震・津波災害対策	第2編 風水害対策	第3編 その他の災害対策	第4編 復旧・復興対策
-----	---------------	-----------	--------------	-------------

## 第2節 関係者との連携協力の確保

### 第1 資機材、人員等の配備手配

#### 1 物資等の調達手配

南海トラフ地震発生後に行う災害応急対策に必要な物資等の確保については、「第1編 第2章 地震・津波災害応急対策計画 第8節 第1 飲料水及び生活用水の確保・供給～第4 救援物資の受入れ・配分」を準用します。

また、市は、必要に応じ、県に対して市民等に対する応急救護及び被災者救護のため必要な物資等の供給の要請を行います。

#### 2 人員の配置

市は、人員の配備状況を県に報告するとともに、人員に不足が生じる場合は、県等に応援を要請します。

#### 3 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

関係機関は、南海トラフ地震が発生した場合、市地域防災計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、あらかじめ必要な資機材の点検、整備、配備等の計画を作成します。

なお、機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに別に定めます。

### 第2 他機関に対する応援要請

市は災害応急対策の実施のため必要な協力を得ることに關し、自治体・公共機関・民間機関等と各種応援協定を締結しており、必要に応じ、各協定に基づき、応援を要請します。

### 第3 帰宅困難者への対応

一斉帰宅の抑制、一時滞在施設の確保、その他の帰宅困難者対策については、「第1編 第1章 地震・津波災害予防計画 第17節 帰宅困難者対策」及び「第1編 第2章 地震・津波災害応急対策計画 第7節 第5 帰宅困難者対策」を準用します。

## 第3節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

### 第1 防災施設の確保

防災施設の確保については、「第1編 第1章 地震・津波災害予防計画 第7節 第5 防災施設の確保」を準用します。

### 第2 津波に関する情報の伝達等

津波警報等の津波に関する情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や連絡体制は、「第1編 第2章 地震・津波災害応急対策計画 第2節 情報収集・伝達・広報」に規定する体制を準用します。

### 第3 避難指示等の発令基準

避難指示等の発令については、「第1編 第2章 地震・津波災害応急対策計画 第3節 津波災害応急対策」を準用します。

### 第4 避難対策等

津波避難ビルの指定等の避難対策については、「第1編 第1章 地震・津波災害予防計画 第7節 津波に強いまちづくり」及び「第2章 地震・津波災害応急対策計画 第7節 避難対策」を準用します。

### 第5 市民等の防災対応等

#### 1 日頃からの地震への備えの再確認

- (1) 市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒、巨大地震注意）が発表された場合に、市民等があわてて地震対策をとることがないように、「日頃からの地震への備え」について周知し、平常時からの対策を促します。
- (2) 市は、大規模地震の発生可能性が平常時と比べ相対的に高まったと評価された場合、直ちに地震や津波が発生するとの誤解から混乱が生じないように、南海トラフ地震臨時情報の意味や南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の対応等について、普及啓発に努めます。
- (3) 市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒、巨大地震注意）が発表された場合、国からの呼びかけに応じて、1週間（ゆっくりすべりケースの場合は、すべりの変化が収まってから変化していた期間とおおむね同程度の期間）、「日頃からの地震への備え」の再点検を行い、日常の生活を行うことや、個々の状況に応じて、危険性が高い場所を避け、できるだけ安全な行動をとることなどを周知します。
- (4) 市は、後発地震に備えて不要不急の火気器具や電熱器具の使用を控えることなどにより、火災の発生を防止することなどを周知します。

総  
則  
編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

計

画

編

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

## 2 津波からの避難対策

南海トラフ地震の想定震源域内で地震が発生した場合、震源から本市が離れている場合でも、本市を含む南海トラフ沿いの全域の沿岸部に対して、大津波警報や津波警報が発表されることが想定されます。このため、本計画に基づき、避難指示を発令し、市民等の避難を呼びかけます。

また、大津波警報等が津波注意報に切り替わった後の対応について、社会的混乱防止のため、必要な措置をとります。

## 3 土砂災害等に対する防災対応

市は、巨大地震警戒対応及び巨大地震注意対応において、市民等の安全確保のため、次のような事項について周知に努めます。

- (1) 土砂災害の発生危険が高いエリアの特定は難しいことを前提に、不安がある地域住民に対しては、個々の状況に応じて、知人・親類宅への避難等、身の安全を守るなどの防災対応を検討する必要があること。
- (2) 住宅の耐震性に不安がある地域住民は、知人・親類宅等への避難をあらかじめ検討する必要があること。

## 4 自主避難

事前避難対象地域はありませんが、大津波・津波警報解除後に南海トラフ地震臨時情報「巨大地震警戒」の発表がなされた場合には、市民等に向け自主避難所を開設することとします。開設する自主避難所は、現在「腰越小学校、七里ガ浜小学校、御成中学校、第一中学校、稲村ヶ崎小学校」とします。

また、巨大地震警戒に伴う避難時には、ライフラインや流通機能も稼働していると想定されることから、「自らの命は自ら守る」という防災対策の基本を踏まえ、次の事項について周知に努めます。

- (1) 市民等の避難は、知人・親類宅等への避難が基本であること。
- (2) 食料や生活用品等は、避難者が各自で準備することが基本であること。
- (3) 避難所の運営は、避難者自らが行うことが基本であること。

また、市は、後発地震の発生に備え、知人・親類宅等への避難が困難な避難者に対して、巨大地震警戒対応期間の1週間を基本とした自主避難所を開設します。

## 第6 企業等の防災対応

### 1 防災対応の基本的な考え方

- (1) 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、企業等は、平常時からの地震への備えを再確認するなど、警戒レベルを上げることを基本に、個々の状況に応じて適切な防災対応を実施したうえで、できる限り事業の継続に努めます。
- (2) 企業等は、大規模地震発生時に明らかに従業員等の生命に危険が及ぶ場合は、それを回避する措置を実施します。
- (3) 不特定多数の者が利用する施設や危険物取扱施設等については、出火防止措置等の施設点検を確実に実施します。

- (4) 地震に備えた事業継続に当たっては、一時的に企業活動が低下しても後発地震が発生した場合に、トータルとして事業継続・早期復旧できるよう普段以上の警戒の措置に努めます。

## 第7 消防機関等の活動

- 1 消防機関は、津波からの円滑な避難の確保等のために、次の事項を重点として必要な措置を講じます。
  - (1) 津波警報等の情報の的確な収集・伝達
  - (2) 津波からの避難誘導
  - (3) 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する支援
  - (4) 津波到達予想時間等を考慮した退避ルールの確立
- 2 上記の措置を実施するため必要な動員、配備及び活動計画は、市消防計画に定めるところによります。

## 第8 警備対策

県警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、これらの事態に伴い発生するおそれのある各種の混乱、犯罪等を防止するため、警備体制を確立します。

また、県警察の総合力を発揮して、迅速かつ的確な措置を講ずることにより、市民等の生命、身体及び財産の保護に努め、治安維持に万全を期すため、正確な情報の収集・伝達・広報、社会秩序維持を重点に必要な措置を行います。

## 第9 水道、電気、ガス、通信、放送関係

津波からの円滑な避難を確保するため、ライフライン被害の軽減及び発災時の二次災害の発生防止に係る上下水道、電気ガス、通信機関の活動については、「第1編 第1章 地震・津波災害予防計画 第8節 ライフラインの安全対策」及び「第2章 地震・津波災害応急対策計画 第15節 ライフラインの応急復旧」を準用します。

## 第10 交通

### 1 道路

津波襲来のおそれがあるところでの交通規制、避難については、「第1編 第2章 地震・津波災害応急対策計画 第13節 交通規制・緊急輸送対策」を準用します。

### 2 海上

津波による危険が予想される地域から安全な海域への船舶の退避等については、「第1編 第2章 地震・津波災害応急対策計画 第14節 警備・救助対策 第2 海上における警備・救助対策」を準用します。

### 3 鉄道

災害発生時の運行規制その他乗客や駅滞在者等に対する措置については、「第1編 第2

総  
則  
編

第1編 地震・津波災害対策

第2編

風水害対策

計

画

編

第3編 その他の災害対策

第4編

復旧・復興対策

章 地震・津波災害応急対策計画 第13節 交通規制・緊急輸送対策 第4 公共交通網の応急対策」及び「第2章 地震・津波災害応急対策計画 第7節 避難対策 第5 帰宅困難者対策」を準用します。

## 第11 市が自ら管理を行う施設等に関する対策

### 1 不特定多数のものが出入りする施設

市が管理する庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、博物館、美術館、図書館、学校等の管理上の措置はおおむね次のとおりです。

#### (1) 各施設に共通する事項

- ア 津波警報等の入場者等への伝達
- イ 入場者等の安全確保のための退避等の措置
- ウ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
- エ 出火防止措置
- オ 水、食料等の備蓄
- カ 消防用設備の点検・整備

キ 非常用発電装置、防災行政用無線、テレビ、ラジオ、コンピューター等情報を入手するための機器の整備

#### (2) 個別事項

学校等にあつては、当該学校等が、市の定める津波浸水想定区域にあるときは、避難の安全に関する措置を行います。また、当該学校等に保護を必要とする生徒等がいる場合は（特別支援学校等）これらの者に対する保護の措置を行います。

社会福祉施設にあつては重度障害者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全の確保のための必要な措置を行います。

なお、具体的な措置内容は施設ごとに別に定めます。

### 2 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

災害対策本部が設置される庁舎等の管理者においては、1の(1)に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとします。

また、災害対策本部等を市が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請するものとします。

- (1) 自家発電装置、可搬式発電機等の整備による非常用電源の確保
- (2) 無線通信機等通信手段の確保
- (3) 災害対策本部開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

市が定める避難所又は応急救護所が設置される学校、社会教育施設等の管理者は1の(1)又は1の(2)に掲げる措置をとるとともに、市が行う避難所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力するものとします。

## 第12 迅速な救助

消防機関等による被災者の救助・救急活動については、「第1編 第2章 地震・津波災害応急対策計画 第5節 第1 各主体の役割～第3 救助・救急活動」を準用します。



## 第4節 南海トラフ地震に関連する情報と対応

### 第1 南海トラフ沿いで観測され得る異常な現象

南海トラフ沿いで観測され得る異常な現象のうち、観測される可能性が高く、かつ大規模地震につながる可能性があるとして想定されている3つのケースは次のとおりです。

#### 1 半割れ（大規模地震）／被害甚大ケース（以下「半割れケース」という。）の概要

南海トラフ地震の想定震源域内の領域で大規模地震が発生し、残りの領域で大規模地震発生の可能性が相対的に高まったと評価されたケースです。

また、南海トラフ地震の想定震源域内のプレート境界においてモーメントマグニチュード（以下「M」という。）8以上の地震が発生した場合、大規模地震発生の可能性が相対的に高まったと評価されます。

#### 2 一部割れ（前震可能性地震）／被害限定ケース（以下「一部割れケース」という。）の概要

南海トラフ沿いで、大規模地震に比べて一回り小さい、M7クラスの地震が発生したケースです。

また、南海トラフ地震の想定震源域内のプレート境界においてM7以上、M8未満の地震が発生した場合、大規模地震発生の可能性が相対的に高まったと評価されます。なお、想定震源域のプレート境界以外や、想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲で発生したM7以上の地震についても、「一部割れケース」として取り扱われます。

#### 3 ゆっくりすべり／被害なしケース（以下「ゆっくりすべりケース」という。）の概要

短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測されたケースです。

### 第2 南海トラフ地震に関連する情報

南海トラフ地震に関連する情報は、「南海トラフ地震臨時情報」又は「南海トラフ地震関連解説情報」の情報名で発表されます。

「南海トラフ地震に関連する情報」の種類及び発表条件は、次のとおりです。

総  
則  
編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

計  
画  
編

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

表 「南海トラフ地震に関連する情報」の名称及び発表条件

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	<p>○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模地震と関連するかどうか調査を開始した場合、又は調査を継続している場合。</p> <p>○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合。</p>
南海トラフ地震関連解説情報	<p>○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合。</p> <p>○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし、南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く）。</p> <p>※既に必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合があります。</p>

### 第3 南海トラフ地震臨時情報

#### 1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）

気象庁は、南海トラフ地震の想定震源域及びその周辺で速報的な評価で算出されたマグニチュード6.8程度以上の地震が発生、又はプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべりを観測した際は、南海トラフ地震との関連性について調査を開始する旨を「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」として発表します。

#### 2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒・巨大地震注意・調査終了）

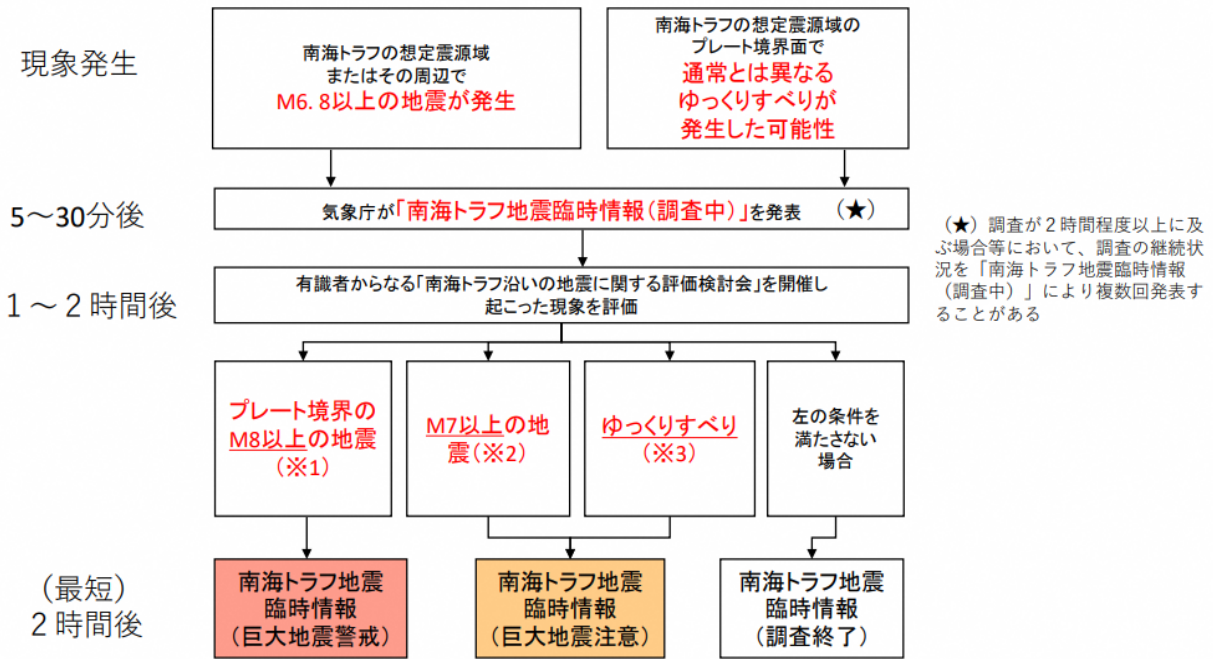
気象庁は、その後、気象庁は有識者からなる「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催し、発生した現象について評価を行います。当該評価結果が、前項の3つのケースのいずれかに該当する現象と判断された場合には、気象庁から次の情報が発表されます。

表 南海トラフ地震について発表される情報

異常な現象に対する評価	発表される情報
①半割れケース	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）
②一部割れケース	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）
③ゆっくりすべりケース	
いずれにも当てはまらない現象	南海トラフ地震臨時情報（調査終了）

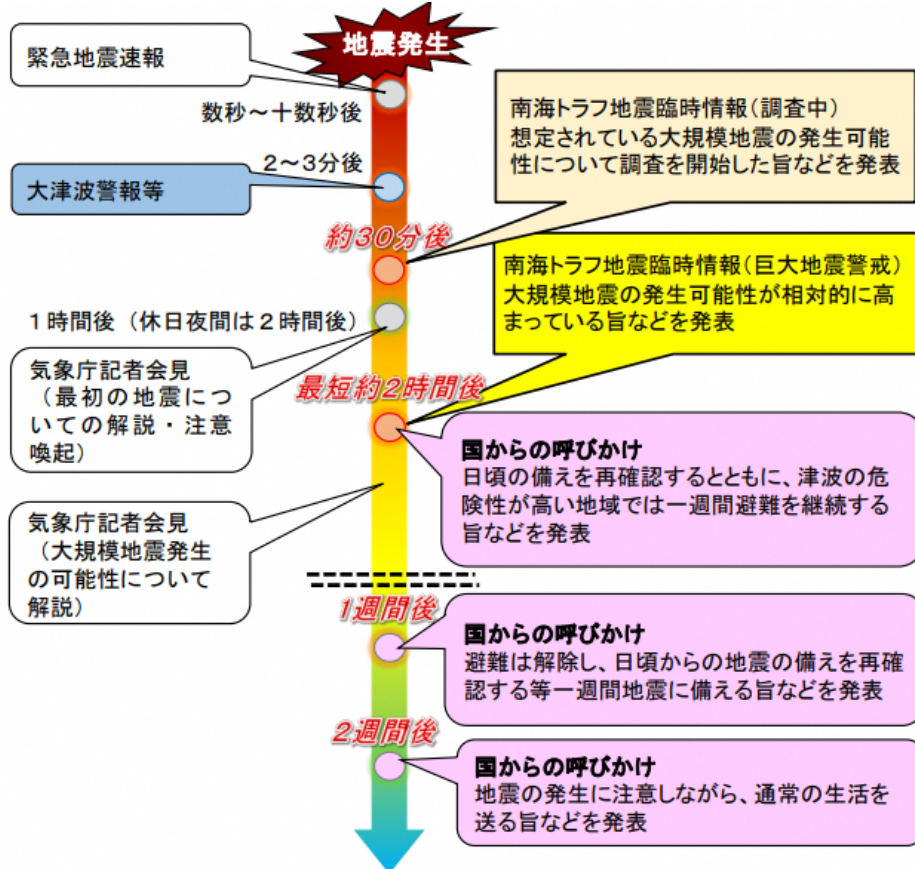
資料：南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン（平成3年（1991年）、内閣府）

図 南海トラフ地震臨時情報の情報発表までの流れ



資料：気象庁

図 「巨大地震警戒対応」における情報の流れイメージ



※南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)の発表後は、随時、「南海トラフ地震関連解説情報」で地震活動や地殻変動の状況を発表

総  
則  
編

第1編 地震・津波災害対策

第2編

風水害対策

計  
画  
編

第3編 その他の災害対策

第4編

復旧・復興対策

表 「南海トラフ地震臨時情報」の種類と発表条件

(情報名の後にキーワードを付記して「南海トラフ地震臨時情報(調査中)」等の形で情報発表します。)

発表時間	キーワード	発表条件
地震発生等から 5～30分程度	調査中	次のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合。 ○監視領域内 <sup>※1</sup> でマグニチュード 6.8 以上 <sup>※2</sup> の地震 <sup>※3</sup> が発生。 ○1箇所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合等、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測。 ○その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測。
		○想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード <sup>※4</sup> 8.0 以上の地震が発生したと評価した場合。
地震発生等から 最短で2時間程度	巨大地震警戒	○想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード <sup>※4</sup> 7.0 以上の地震 <sup>※3</sup> が発生したと評価した場合(巨大地震警戒に該当する場合は除く)。
	巨大地震注意	○監視領域内 <sup>※1</sup> において、モーメントマグニチュード <sup>※4</sup> 7.0 以上の地震 <sup>※3</sup> が発生したと評価した場合(巨大地震警戒に該当する場合は除く)。 ○想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合。
	調査終了	○(巨大地震警戒)、(巨大地震注意)のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合。

※1 南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側 50km 程度までの範囲。

※2 モーメントマグニチュード 7.0 の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードで、マグニチュード 6.8 以上の地震から調査を開始する。

※3 太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。

※4 断層のずれの規模(ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ)をもとにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対しても、その規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、モーメントマグニチュードを求めるには詳細な解析が必要で、その値が得られるまで若干時間を要する。そのため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震情報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている。

総則編  
 第1編 地震・津波災害対策  
 第2編 風水害対策  
 第3編 その他の災害対策  
 第4編 復旧・復興対策

## 第4 南海トラフ地震臨時情報の内容に応じた防災対応

市民等や企業は、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、南海トラフの震源域で想定される最大クラス（M9クラス）の後発地震の発生を想定し、次のような防災対応を行います。

### 1 巨大地震警戒対応（半割れケース）

#### (1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合

南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合は、状況に応じて避難等の防災対応を準備・開始します。

#### (2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、最初の地震発生から1週間を基本に、国からの呼びかけに応じ、次のような対応を行います。

ア 平常時からの地震への備えを再確認します。

イ 地震発生後の避難では間に合わない可能性のある要配慮者は避難、それ以外の者は避難の準備を整え、個々の状況等に応じて避難します。

ウ 地震発生後の避難で明らかに避難が完了できない地域住民は避難します。

エ 最初の地震発生から1週間経過以降2週間経過までの間、次項の巨大地震注意対応を行います。

オ 2週間経過後は、国からの呼びかけに応じ、地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常的生活を行います。

### 2 巨大地震注意対応（一部割れケース、ゆっくりすべりケース）

#### (1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合

発生直後、南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合は、状況に応じて防災対応を準備・開始します。

#### (2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が出た場合、最初の地震発生から1週間（ゆっくりすべりの場合は、すべりの変化が収まってから変化していた期間とおおむね同程度の期間）を基本に、国からの呼びかけに応じ、平常時からの地震への備えの確認等の対応を行います。

1週間経過後は、国からの呼びかけに応じ、地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常的生活を行います。

### 3 臨時情報に対応した防災体制

市と県は、後発地震等の発生に備えた全般的な防災体制をとります。

市は、地域住民等に日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかけるとともに、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報等、地域住民等に密接に関係のある事項について周知します。

また、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等について、状況の変化等に応じて逐次伝達するために必要な措置を講じるとともに市民等が正確に理解できる平明な表現を用い、

総  
則  
編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

計

画  
編

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

反復継続して伝達するよう努めます。

表 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の県の対応

気象庁が発表する情報	県の配備体制
<u>南海トラフ地震臨時情報 (調査中)</u>	<u>【通常体制】</u> ・ <u>情報収集を行う。</u>
<u>南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒)</u>	<u>【災害対策本部体制（第一次）】</u> ・ <u>総理指示を市町村等へ伝達を行う。</u> ・ <u>知事メッセージを速やかに発出する。</u>
<u>南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意)</u>	<u>【応急体制（第一次）】</u> ・ <u>危機管理対策会議（執務時間外は同会幹事会）を開催し、 情報共有とともに今後の対応を検討する。</u> ・ <u>知事メッセージを速やかに発出する。</u> ・ <u>巨大地震警戒の続報として発表された場合は、災害対策 本部体制を維持する。</u>
<u>南海トラフ地震臨時情報 (調査終了)</u>	<u>【体制解除（通常体制）】</u> ・ <u>災害対応が終了している場合。</u>

総  
則  
編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

計  
画  
編

## 第5節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

南海トラフ地震が発生した場合の直接的被害を極力軽減することや、災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため、建築物・構造物等の耐震化・不燃化・耐浪化等を図るとともに、避難場所・避難経路等、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備の推進が必要です。

このため、地震防災上、緊急に整備等すべき施設等は、おおむね次の通りです。

なお、整備すべき施設等は、自主防災組織等が検討する避難計画との整合を図り、適宜見直しを行っていきます。

- 1 建築物、構造物等の耐震化・不燃化・耐浪化
- 2 避難場所の整備
- 3 避難経路の整備
- 4 土砂災害防止施設
- 5 津波防護施設
- 6 避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他の消防用施設
- 7 緊急輸送を確保するために必要な道路、港湾又は漁港の整備
- 8 通信施設の整備

総  
則  
編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

計  
画  
編

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

## 第6節 防災訓練計画

総  
則  
編

市は、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関及び地域住民等の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、南海トラフ地震や夜間津波対応等を想定した防災訓練を実施します。

市は、11月5日の津波防災の日に津波避難訓練を実施するなど、少なくとも年1回以上実施するよう努めます。

また、県、関係機関、自主防災組織等と連携して、次の訓練の実施に努めます。

- (1) 要員参集訓練及び本部運営訓練
- (2) 要配慮者、滞留旅客等に対する避難誘導訓練
- (3) 津波警報又は南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の情報収集、伝達訓練
- (4) 災害の発生の状況、避難指示等、自主避難による各避難場所等への避難者の人数等について、迅速かつ的確に県及び関係機関に伝達する訓練

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

計  
画  
編



## 第7節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

市は、関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力し、地震防災上必要な教育及び広報を推進します。

### 第1 市職員に対する教育

市は、地震災害応急対策業務に従事する職員を中心に、南海トラフ地震が発生した場合における地震災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行います。

防災教育の内容は次のとおりです。

表 防災教育の内容（例）

防災教育の内容（例）
(1) <u>南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容</u>
(2) <u>南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識</u>
(3) <u>地震・津波に関する一般的な知識</u>
(4) <u>南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識</u>
(5) <u>南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割</u>
(6) <u>南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識</u>
(7) <u>南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題</u>

### 第2 市民等に対する教育

市は、関係機関と協力して、ハザードマップの作成・見直し、周知、ワークショップの開催、防災訓練等の機会を通じて、津波からの避難に関する意識の啓発等、市民等に対する教育を実施します。防災教育の内容は、次のとおりとし、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うものとします。

なお、その教育方法として、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施等地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、自助努力を促し地域防災力の向上を図ることに留意しながら、実践的な教育を行います。

総  
則  
編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

計  
画  
編

表 防災教育の内容（例）

防災教育の内容（例）	
総則編  第1編 地震・津波災害対策  第2編 風水害対策  第3編 その他の災害対策  第4編 復旧・復興対策	(1) <u>南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容</u> (2) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識 (3) 地震・津波に関する一般的な知識 (4) <u>南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合における出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、初期消火及び自動車運転の自粛等防災上とるべき行動に関する知識</u> (5) 正確な情報入手の方法 (6) 関係機関が講ずる災害応急対策等の内容 (7) 各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識 (8) 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識 (9) 避難生活に関する知識 (10) 地域住民等自らが実施し得る、最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の <u>平常時からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法</u> (11) 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の内容

### 第3 相談窓口の設置

県及び市は、南海トラフ地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図るものとします。

## 第8節 津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項

市は今後、津波避難ビルや避難路等の整備を実施するため、津波避難対策緊急事業計画を策定します。

津波避難対策緊急事業計画には、事業の緊急性が高く、実施が確実な事業とし、市は今後、自主防災組織等との合意形成を図りながら、対象となる事業を選定します。

総  
則  
編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

計  
画  
編

総 則 編	
計 画 編	第1編 地震・津波災害対策
	第2編 風水害対策
	第3編 その他の災害対策
	第4編 復旧・復興対策

## 第4章

# 東海地震に関する事前対策計画

総  
則  
編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

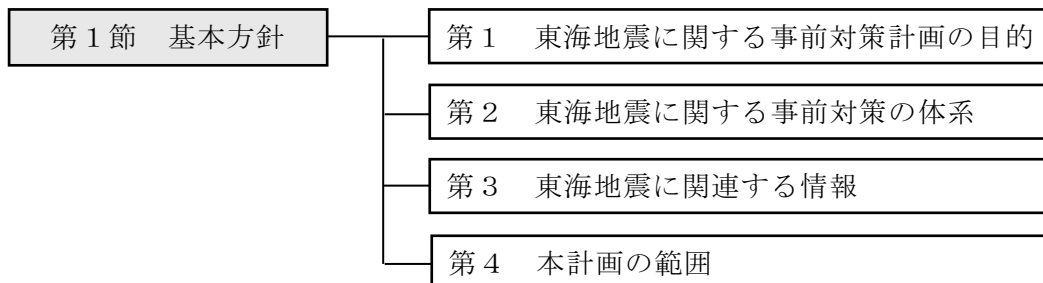
第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

計  
画  
編

## 第1節 基本方針

### 【施策の体系】



### 第1 東海地震に関する事前対策計画の目的

この計画は、大規模地震対策特別措置法（以下「大震法」という。）第6条の規定に基づき、大震法第3条に規定された東海地震に係る地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）において、内閣総理大臣から警戒宣言が発せられたときから地震が発生するまで、又は警戒解除宣言が発せられるまでの間にとるべき対策を中心に、東海地震の発生に伴う被害の発生を防止又は軽減するため、必要な具体的計画等を定め、東海地震に係る防災体制の推進を図ることを目的としています。

なお、本市はこの強化地域に指定されていませんが、東海地震が発生した場合には、最大震度5強の地震動が予想され、過去の事例からブロック塀の倒壊、ライフラインの障害、交通の混乱等が予測されます。

このため本市では、関係機関等と連絡協力を図りながら、強化地域に準じた計画を定め、東海地震防災対策の確立を図ることを目的とします。

総  
則  
編

第1編 地震・津波災害対策

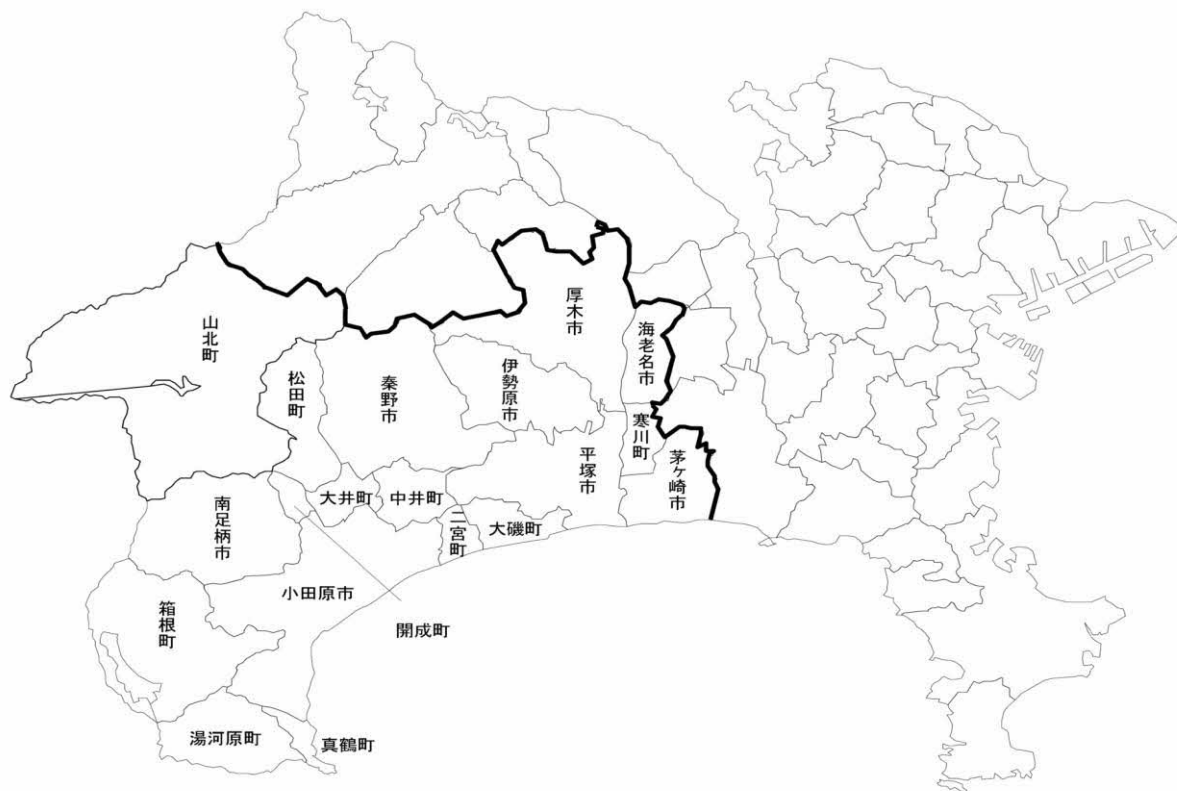
第2編 風水害対策

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

計  
画  
編

図 地震防災対策強化地域指定市町



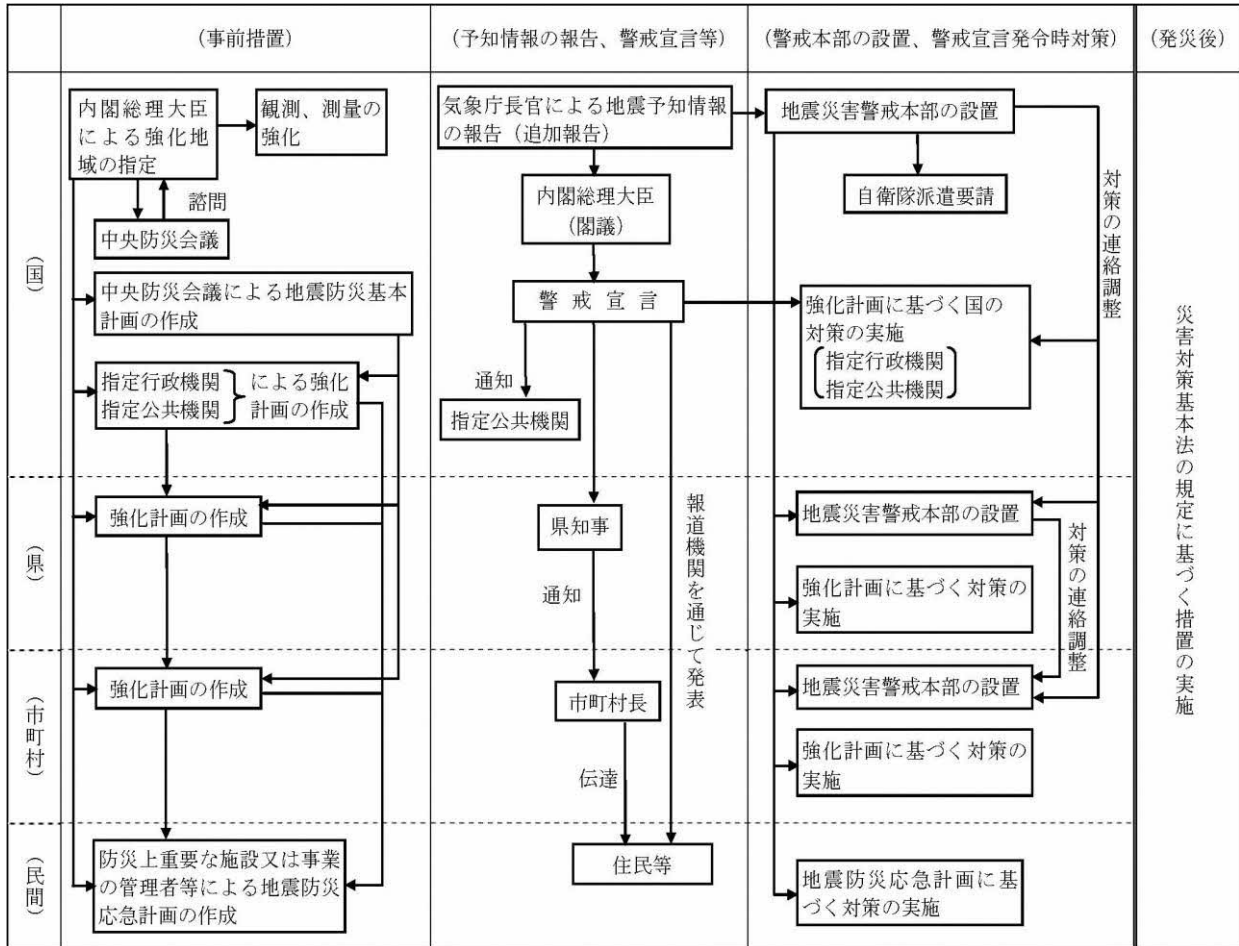
大震法第3条に基づき、昭和54年（1979年）8月7日に指定された本県の強化地域は、平塚市、小田原市、茅ヶ崎市、秦野市、厚木市、伊勢原市、海老名市、南足柄市、寒川町、大磯町、二宮町、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町の8市11町です。



第2 東海地震に関する事前対策の体系

東海地震に関する事前対策の体系は、次のとおりです。

表 東海地震に関する事前対策の体系



総則編
第1編 地震・津波災害対策
第2編 風水害対策
第3編 その他の災害対策
第4編 復旧・復興対策

### 第3 東海地震に関連する情報

気象庁では、平成29年（2017年）11月1日から「南海トラフ地震に関連する情報」の運用を開始しました。これに伴い、現在、東海地震のみに着目した「東海地震に関連する情報」の発表は行っていません。

ここでは、これまで発表してきた「東海地震に関連する情報」等について記載します。

気象庁は、東海地震に関する各種観測データを把握し、また、地震防災対策強化地域判定会（以下「判定会」という。）を定例開催しています。その観測データにおいて、通常とは異なる変化が観測された場合、次の表の区分による東海地震に関連する情報を発表します。判定会等において、観測された異常現象が、東海地震の前兆現象である可能性が高まったと認められた場合には、東海地震注意情報を発表します。更に異常現象が進展し、東海地震が発生するおそれがあると認められた場合等に、気象庁長官は、その旨を内閣総理大臣に報告します。報告を受けて内閣総理大臣は、閣議を招集し「警戒宣言」の閣議決定を行い、テレビ・ラジオ等あらゆる報道機関を通じて警戒宣言を発令します。警戒宣言に伴い、東海地震予知情報が発表されます。

なお、各情報の発表後、東海地震発生のおそれがなくなったと判断された場合は、その旨の情報が発表されます。

また、各情報について、その情報が意味する状況の危険度を表す指標として、赤・黄・青の「カラーレベル」で示します。

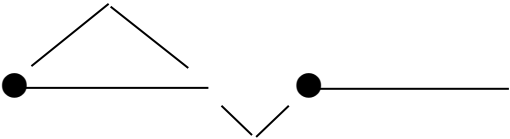
表 東海地震に関連する情報の区分及び市の配備体制

東海地震に関連する情報	情報の内容	カラーレベル		配備体制
		発表	終了	
東海地震に関連する調査情報（臨時）	東海地域の観測データに異常が現れた場合に、その原因の調査状況について発表される情報で、東海地域におけるひずみ計1箇所以上で有意な変化が観測された場合等に発表される情報	青	青	—
東海地震注意情報	東海地震の前兆現象の可能性が高まったと認められた場合に発表される情報で、東海地域におけるひずみ計2箇所での有意な変化が、前兆すべり（プレスリップ）である可能性が高まったと判定会で判断した場合等に発表される情報	黄	青	全職員による3号配備（非常体制）
東海地震予知情報	東海地震が発生するおそれがあると認められ、内閣総理大臣による「警戒宣言」が発せられた場合に発表される情報で、東海地域におけるひずみ計3箇所以上での有意な変化が、前兆すべり（プレスリップ）によるものと判定会で判断した場合等に発表される情報	赤	青	

総則編  
第1編 地震・津波災害対策  
第2編 風水害対策  
計画編  
第3編 その他の災害対策  
第4編 復旧・復興対策

警戒宣言が発せられた旨の広報は、次に示すとおり、大震法施行規則第4条に定める防災信号を使用し、防災行政用無線において実施するとともに、あらゆる手段を用いて広報を行います。

表 警戒宣言が発せられた旨の防災信号

警 鐘	サイレン
(5点)  ●—●—●—●—● ●—●—●—●—●	(約45秒間吹鳴)    (約15秒間休止)
備考 1 警鐘又はサイレンは、適宜の時間継続すること。 2 必要があれば、警鐘及びサイレンを併用すること。	

#### 第4 本計画の範囲

この計画は、市や関係機関等が、大震法第9条に基づく警戒宣言が発せられてから地震発生まで、又は警戒宣言が解除されるまでの間に行うべき対応措置を定めます。

また、東海地震調査情報（臨時）及び東海地震注意情報の発表から、警戒宣言の発令までの間においても、社会的混乱防止のため、必要な措置をとります。

また、地震発生後は、「地震災害応急対策計画」及び「復旧・復興計画」に移行して活動するものとします。

総  
則  
編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

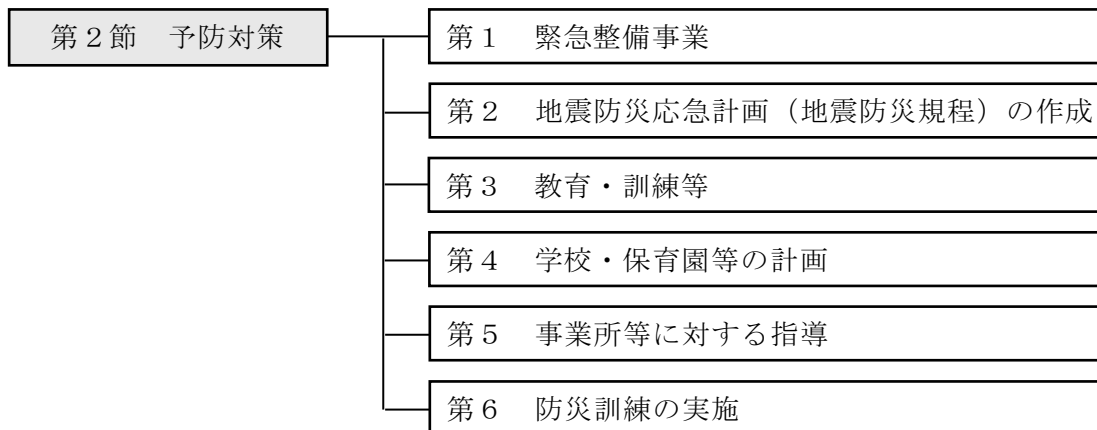
計  
画  
編

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

## 第2節 予防対策

### 【施策の体系】



### 第1 緊急整備事業

市は、大震法施行令第2条に準じ、地震防災上整備すべき施設等について、年次計画により整備に努めます。

また、その他防災上必要な震災対策関連事業について、年次計画により実施に努めます。

### 第2 地震防災応急計画（地震防災規程）の作成

大震法第7条第1項に規定する事業所等は、東海地震注意情報及び東海地震予知情報が発表された場合あるいは警戒宣言が発せられた場合の対応措置について地震防災応急計画（地震防災規程を含む。以下「計画」という。）の作成に努めるものとします。

ただし、南海トラフ地震臨時情報等の運用開始に伴い、東海地震のみに着目した情報（東海地震に関連する情報）の運用は行われていないことから、地震防災応急計画（防災上重要な特定施設の事業者が作成する防災計画を含む）の作成についても運用を停止しています。

#### 1 大震法第7条第1項に規定する事業所等の種類

- (1) 病院、劇場、百貨店、旅館その他不特定かつ多数の者が出入する施設
- (2) 石油類、火薬類、高圧ガスその他政令で定めるものの製造、貯蔵、処理又は取扱いを行う施設
- (3) 鉄道事業その他一般旅客運送に関する事業
- (4) 前3号に掲げるもののほか、地震防災上の措置を講ずる必要があると認められる重要な施設又は事業

#### 2 計画の内容

事業所等が作成する計画は、強化地域内に準じます。

### 3 計画の届出

- (1) 事業所等は、計画を作成したときは、速やかに鎌倉市消防長宛に届出をします。
- (2) 計画を作成した者は、当該施設の拡大、当該事業所の内容の変更等により、計画を変更する必要があるときは、遅滞なく当該計画を変更します。

### 4 計画作成の前提条件等

- (1) 地震予知情報は「2～3日以内に発生するおそれ」又は「数時間以内に発生するおそれ」として出されます。
- (2) 予想される地震の震源域は「駿河湾内」、規模は「マグニチュード8程度」、最大震度は「神奈川県強化地域内は6弱」、「鎌倉市は5強」と予想されています。
- (3) 警戒宣言が発せられた場合の周辺の状況（予想）
  - ア 電気、都市ガス、水道は供給継続
  - イ 鉄道、バス
    - (ア) 鉄道は、強化地域外は、減速走行で運行されます。  
ただし、湘南モノレールにおいては、警戒宣言発令にて、最寄り駅に停止し、待機します。
    - (イ) 路線バスは、強化地域外は、減速走行で運行されます。
  - ウ 電話は、非常・緊急通話を優先的に確保し、一般通話は制限されます。
  - エ 主要道路は、必要に応じて交通規制が実施されます。また、その規制が実施されなくても大渋滞となります。
  - オ 百貨店、スーパーマーケット等では、地域の需要に応えるため、食料品、日用雑貨等の生活必需物資を取扱う売場において、できるだけ営業の継続に努めます。
  - カ がけ崩れの危険のある地域の人々は避難をします。また、これらの地域には避難指示が出されます。

### 5 計画の基本事項

計画に定めるべき事項、計画に明示すべき事項及び計画の作成にあたって留意すべき事項は、別に定めます。

## 第3 教育・訓練等

### 1 職員に対する教育

地震防災応急対策業務に従事する職員を中心に、警戒宣言が発せられた場合における地震防災応急対策について教育を実施します。

その内容は、おおむね次のとおりです。

- (1) 警戒宣言の性格及びこれに基づきとられる措置の概要
- (2) 東海地震の予知に関する知識
- (3) 東海地震に関連する情報及び警戒宣言の内容
- (4) 予想される地震及び津波に関する知識
- (5) 東海地震に関連する情報の発表及び警戒宣言が発せられた場合並びに地震が発

総  
則  
編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

計  
画  
編

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

生した場合の出火防止、近隣住民との救助活動、自動車運行の自粛等防災上とるべき行動に関する知識

- (6) 現在講じられている対策に関する知識
- (7) 今後、地震及び津波対策として必要な課題

## 2 市民に対する啓発

市は、関係機関と協力して市民に対して東海地震に係る啓発に努めます。この際、特に東海地震の予知対応型地震とその他の地震との違いについて、十分な理解を求めます。

市民等に対する啓発は、地域の実情に応じて地域単位、職場単位で実施するものとし、その内容は、おおむね次のとおりです。

- (1) 警戒宣言の性格及びこれに基づきとられる措置の概要
- (2) 東海地震の予知に関する知識
- (3) 東海地震に関連する情報及び警戒宣言の内容
- (4) 予想される地震及び津波に関する知識
- (5) 東海地震に関連する情報の発表及び警戒宣言が発せられた場合並びに地震が発生した場合の出火防止、近隣住民との救助活動、自動車運行の自粛等防災上とるべき行動に関する知識

## 3 学校・保育園等の教職員等及び児童・生徒に対する教育

市立小中学校、保育園等の教職員等に対しては、次の事項についても教育を実施するものとします。

園児、児童・生徒（以下「生徒等」という。）に対しては、安全対策、正確な情報の入手方法、混乱の防止に重点をおいて適切に実施します。また、市は私立学校等に対し、必要な情報を提供します。

- (1) 教育指導事項
  - ア 東海地震に関する基本的事項
  - イ 教職員等の役割分担
  - ウ 警戒宣言時の臨時休業措置
  - エ 生徒等の下校（帰宅）時の安全措置
  - オ 生徒等の保護方法及び保護者への引き渡し方法
  - カ その他の防災措置
- (2) 教育指導方法
  - ア 児童・生徒に対しては震災対策補助教材に東海地震対策を盛り込む等、防災教育を行います。
  - イ 教職員等に対しては、研修の機会を通じて、防災教育を行います。
  - ウ 保護者に対しては、防災知識の啓発に努めます。

## 第4 学校・保育園等の計画

警戒宣言の発令に備え、学校等において、生徒等の生命、身体の安全確保を図るための計画を次の事項に留意し作成します。

- (1) 生徒等の生命、身体の安全確保を最優先とした計画とすること。
- (2) 市が策定した鎌倉市地域防災計画を配慮した計画とすること。
- (3) 警戒宣言発令に迅速に対応できる計画とすること。
- (4) 生徒等の行動基準及び教職員等の対処行動が明確にされている計画とすること。
- (5) 全職員の共通理解がなされ、各々の役割分担が明確にされている計画とすること。
- (6) 警戒宣言発令後は、緊急連絡等ができない事態を想定した計画とすることと、特に生徒等の引渡しについて、保護者に十分理解されるよう計画します。

## 第5 事業所等に対する指導

警戒宣言が発せられた場合の混乱防止等については、事業所等の果す役割が非常に大きいいため、市は、事業所等に対し、東海地震対策について、消防計画等に盛り込んで作成するよう指導に努めます。

### 1 事業所指導の内容

- (1) 消防計画及び防災計画に定める事項
- (2) 予防規程（危険物施設）に定める事項

### 2 指導方法

- (1) 防災指導等印刷物による指導
- (2) 講習会、講演会その他各種集会による指導
- (3) 各種業界、団体等の自主防災研修による指導
- (4) その他立入検査等消防行政執行時における指導

## 第6 防災訓練の実施

警戒宣言発令時の地域防災体制の強化を図るため、市は、関係防災機関、地域住民、事業所等の参加と協力を得て総合防災訓練を実施します。

総合防災訓練は、市が中心となって年1回以上実施します。

また、必要に応じて、次の個別訓練を実施します。

### 1 通信訓練

各種の情報の受信、伝達を迅速かつ正確に行うための通信訓練を実施します。

### 2 広報訓練

警戒宣言等を市民に迅速かつ正確に伝達できるように、各種の広報媒体を用いて実施します。

### 3 職員参集訓練

臨機即応の初動体制の確立を図るため、参集、初動訓練を実施します。

総  
則  
編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

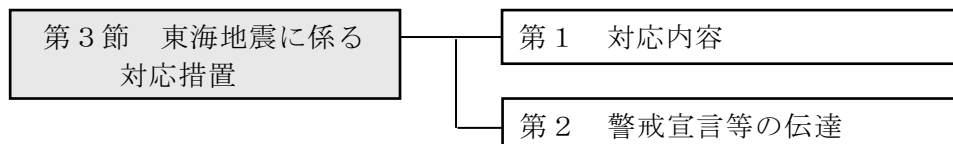
計  
画  
編

## 第3節 東海地震に係る対応措置

総  
則  
編

大規模な東海地震の発生のおそれ予知できたとき、国は所定の手続きによって、「東海地震注意情報」、「東海地震予知情報」及び「警戒宣言」を発することとなっています。市は、県及び関係機関と連携し、その対応を実施します。

### 【施策の体系】



### 第1 対応内容

#### 1 対応組織

東海地震注意情報、東海地震予知情報が発表された場合又は警戒宣言が発せられた場合、市は災害対策本部を設置します。

その組織及び運営は、鎌倉市災害対策本部条例及び鎌倉市災害対策本部条例施行規則の定めるところにより、「第1編 第2章 地震・津波災害応急対策計画 第1節 応急活動体制」を準用します。

また、東海地震発生のおそれがなくなると判断され、その旨が発表された場合は、災害対策本部を解散します。

#### 2 非常配備

東海地震注意情報、東海地震予知情報が発表された場合又は警戒宣言が発せられた場合、3号配備（非常体制）とし、全職員による対応とします。

#### 3 広報対策

警戒宣言が発せられた場合の広報対策については、「第1編 第2章 地震・津波災害応急対策計画 第2節 情報収集・伝達・広報 第4 災害時広報」を準用します。

#### 4 事前避難対策

災害対策本部長は、警戒宣言が発せられた場合において、市民の生命及び身体を保護するため必要があると認めるときは、あらかじめ定めた避難対象地区に避難指示を行います。

- (1) 避難指示の対象となる地区は、急傾斜地崩壊危険区域等から市が関係機関と協議のうえ定めます。
- (2) 市は、指定避難所（ミニ防災拠点）を開設した場合は、必要な設備及び用具（寝具類を含む）等の配備及び職員の派遣を行います。
- (3) 指定避難所（ミニ防災拠点）においては、地震予知情報等の伝達、地震防災応急対策実施状況の周知、飲料水、寝具等の配布、必要に応じた食料の配布を実施します。

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

計  
画  
編



## 5 生活関連対策

警戒宣言が発せられた場合の生活関連対策については、「第1編 第2章 地震・津波災害応急対策計画 第8節 生活救援活動」を準用します。

## 6 公共施設の安全確保

公共施設の管理者は、災害対策本部長の指示があったとき又は警戒宣言が発せられた場合、次のとおり、迅速に措置するものとします。

- (1) 来訪者、施設利用者（生徒等を含む）に対し情報を伝達します。
- (2) 来訪者、施設利用者に対して退避措置を講じます。
- (3) 転倒・落下防止、出火防止等の安全措置を講じます。
- (4) 消防用設備の点検、緊急貯水等の事前措置を講じます。
- (5) あらかじめ定めた計画に基づき生徒等の引渡しを行います。

## 7 医療対策

警戒宣言が発せられた場合の医療対策については、「第1編 第2章 地震・津波災害応急対策計画 第6節 医療救護対策」を準用します。

## 8 社会福祉施設対策

警戒宣言が発せられた場合の社会福祉施設対策については、「第1編 第2章 地震・津波災害応急対策計画 第10節 要配慮者等支援対策 第4 社会福祉施設における対策」を準用します。

## 9 交通・警備対策

災害対策本部長は、次のとおり、各部局、関係機関及び市民に対して、指示又は要請を行います。

- (1) 警戒宣言が発せられた際の運転者のとるべき行動について広報を行い、周知徹底を図ります。
- (2) 県公安委員会の定める交通規制計画に協力するとともに、必要に応じ、警察署と協議し対策を実施します。

県警察は、警戒宣言が発せられた場合における交通の混乱と交通事故の発生を防止し、地域住民等の避難の円滑と、関係機関が警戒宣言発令時対策のために実施する緊急輸送の円滑を図るため、次ページで示す基本方針等により、交通規制等を実施します。

また、県警察は、東海地震注意情報及び東海地震予知情報の発表に伴い、東海地震の発生に係る市民の危惧、不安等から発生するおそれのある混乱及び各種の犯罪に対処するため、早期に警備体制を確立し、県警察の総合力を発揮して迅速、的確な警戒宣言発令時対策を実施することにより、市民の生命、身体、財産の保護活動に努め、治安維持に万全を期します。

総  
則  
編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

計  
画  
編

表 交通規制措置の基本方針等

基本方針等	内容
基本方針	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 強化地域内での一般車両の走行は極力抑制します。</li> <li>2 強化地域内への一般車両の流入は極力制限します。</li> <li>3 強化地域外への一般車両の流出は、交通の混乱が生じない限り原則として制限しません。</li> <li>4 避難路及び緊急交通路については、優先的にその機能を確保します。</li> <li>5 緊急交通路に指定する高速自動車国道及び自動車専用道路（一般道路である国道271号の小田原から平塚間を含みます）については、一般車両の強化地域内への流入を制限するとともに、強化地域内におけるインターチェンジ等からの流入を制限します。</li> </ol>
都県境における一般車両の流出入	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 東京都へ流出する車両は抑制せず、東京都から流入する車両は状況により制限します。</li> <li>2 山梨県へ流出する車両又は山梨県から流入する車両は、状況により制限します。</li> <li>3 静岡県へ流出する車両又は静岡県から流入する車両は、状況により制限します。</li> </ol>
警戒宣言発令時の交通規制	警戒宣言が発せられた場合は、強化地域における交通の混乱の防止を図り、地震防災応急対策活動が円滑に行われるように、一般車両の通行を禁止する区域及び通行を制限する区域の設定や、緊急交通路の確保等必要な規制を実施します。

表 警戒宣言発令時に運転者がとるべき措置

<p>◆ 走行中の運転者がとるべき措置</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、地震の発生に備えて低速走行に移行（<u>おおむね高速道路では時速40km、一般道路では時速20kmの速度に減速</u>）する。</li> <li>2 カーラジオ等により、地震情報や交通情報等を継続して聴取し、その状況に応じて行動する。</li> <li>3 目的地まで走行したら、以後は車両を使用しない。</li> <li>4 危険物等を運搬中の車両は、あらかじめ定められている安全対策を速やかにとる。</li> <li>5 <u>現場の警察官等の指示に従うこと。</u></li> </ol>
<p>◆ 駐車中の運転者がとるべき措置</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 道路外に駐車中の車両は、警戒宣言が発せられた後はできる限り使用しない。</li> <li>2 道路上に駐車中の車両は、速やかに駐車場、空地等に移動する。やむを得ずそのまま道路上に継続して駐車するときは、道路の左側に寄せ、エンジンを停止させる。更にエンジンキーは<u>車内に残したまま</u>とし、窓を閉め、ドアはロックしない。</li> <li>3 避難のために車両は使用しない。</li> </ol>

## 10 輸送対策

災害対策本部長は、地震発生時の物資、資材、人員の緊急輸送を迅速に行うために、各部局及び関係機関に対して、次のとおり措置するよう、指示又は要請を行います。

- (1) 県警察が実施する交通規制に協力します。
- (2) 物資等の輸送については、「第1編 第2章 地震・津波災害応急対策計画 第8

節「生活救援活動」を準用します。

- (3) 県及び市が定める緊急輸送道路の経路を確認し、必要車両の手配を準備します。

## 11 鉄道等の公共輸送対策

### (1) 鉄道

#### ア 運行方針

各鉄道機関は、警戒宣言発令時に次の方針を原則に対処します。

なお、警戒宣言発令前までは極力運行を継続します。

(ア) 強化地域内への進入を禁止します。

(イ) 強化地域内を運行中の列車は、最寄り駅その他の場所まで、安全な速度で運転して停車、待機等の措置をとります。ただし、震度6弱未満で津波等の危険がない地域については、安全性の確保を前提として運行可能とします。

(ウ) 強化地域外においては、安全を確認のうえ極力運行の継続を確保します。

(エ) 警戒解除宣言が発せられた時は、必要により車両、線路、信号装置等の機能確認を行った後、列車の運行を行います。

#### イ 列車運行措置

各鉄道機関がとるべき警戒宣言発令時の列車運行措置は、次に示すとおりです。

表 鉄道に関する指定公共機関の列車運行措置

機 関	列車運行措置
東日本旅客 鉄道(株) (横浜支社)	<p>(強化地域外で震度5弱以上が予想される地域)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 強化地域内への列車の進入は、原則として規制します。</li> <li>2 あらかじめ定めた運転規制区間及び速度で運行します。</li> <li>3 近接する区間において運転を中止します。               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 東海道線（茅ヶ崎駅～藤沢駅）</li> <li>(2) 相模線（厚木駅～橋本駅）</li> <li>(3) 中央線（上野原駅～高尾駅）</li> </ol> </li> </ol>

表 鉄道に関する指定地方公共機関等の列車運行措置

機 関	列車運行措置	
	警戒宣言当日	翌日以降
江ノ島電鉄(株)	旅客の状況等を考慮し、地震ダイヤを作成して運行を確保。	同左
湘南モノレール(株)	東海地震注意情報で減速し、15分間隔で運行。東海地震予知情報（警戒宣言発令）で最寄り駅に停車・待機。	

(参考) 表 鉄道に関する指定公共機関の列車運行措置 (市域外等)

機 関	列車運行措置
東日本旅客 鉄道(株) (横浜支社)	<p>(強化地域外で震度4以下が予想される地域)            原則として運転規制は行わないものとします。</p> <p>(強化地域内)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 列車の運転を中止します。</li> <li>2 運転中の列車は、原則として最寄りの安全な駅その他の場所まで安全な速度で運転して停止させます。</li> <li>3 あらかじめ定めた列車抑止禁止駅の次の駅まで、列車の運転継続を指令します。</li> <li>4 停車場外に抑止した停車列車の収用方を指令します。</li> </ol>
東海旅客 鉄道(株)	<p>(東海道新幹線)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 想定震度が6弱以上の地域への進入を禁止します。</li> <li>2 想定震度が6弱以上の地域内を運行中の列車は、最寄り駅まで安全な速度で運転して停車します。</li> <li>3 想定震度が6弱未満の地域において、名古屋・新大阪駅間については、運行を継続します。この場合、強化地域内については、安全な速度で運転します。</li> </ol> <p>(在来線)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 強化地域への進入を禁止します。</li> <li>2 強化地域内を運行中の列車は、最寄りの安全な駅その他の場所まで、安全な速度で運転して停車します。</li> <li>3 強化地域外においては、折り返し設備等を勘案し、区間を定め、必要に応じ速度を制限して運行を継続します。</li> </ol>
<p>例外措置として、東海地震注意情報が発表された時は、旅客列車は運行を継続します。ただし、長距離夜行列車、貨物列車については、強化地域への進入を禁止します。</p>	

総則編  
 第1編 地震・津波災害対策  
 第2編 風水害対策  
 第3編 その他の災害対策  
 第4編 復旧・復興対策  
 計画編

(参考) 表 鉄道に関する指定地方公共機関等の列車運行措置 (市域外等)

機 関	列車運行措置		
	強化地域外		強化地域内
	警戒宣言当日	翌日以降	
小田急電鉄(株)	小田原駅～相武台前駅間(小田原線)及び藤沢駅～片瀬江ノ島駅(江ノ島線)間の列車は最寄り駅で運転を中止。	地震ダイヤを作成して、可能な範囲での運行に努めます。	原則として最寄り駅まで安全な速度で運転し、以後の運転を中止。
	新宿駅～相武台前駅間(小田原線)、新百合ヶ丘駅～唐木田駅間(多摩線)、相模大野駅～藤沢駅間(江ノ島線)は、45km/h以下により運行。		
	特別急行列車、急行列車等は運転休止。		
相模鉄道(株)	横浜駅～大和駅間(相鉄本線)、二俣川駅～湘南台駅間(いずみ野線)で、50km/h以下により運行。	地震ダイヤを作成して、可能な範囲での運行に努めます。	原則として運行中の列車等は最寄りの安全な停車場まで運転し、以後の運転を休止。
東急電鉄(株)	現行ダイヤを使用して減速走行。なお、輸送力は平常ダイヤより減少。	地震ダイヤを作成して、可能な範囲での運行に努めます。	
京浜急行電鉄(株)	現行ダイヤを使用して減速走行。なお、輸送力は平常ダイヤより減少。	地震ダイヤを作成して、可能な範囲での運行に努めます。	
京王電鉄(株)	現行ダイヤを使用して減速走行。なお、輸送力は平常ダイヤより減少。	地震ダイヤを作成して、可能な範囲での運行に努めます。	
箱根登山鉄道(株)			原則として最寄り駅まで安全な速度で運転し、以後の運転を休止。 小田急列車については、原則として東海地震予知情報を受けた時点より乗入れは行いません。

総則編
第1編 地震・津波災害対策
第2編 風水害対策
第3編 その他の災害対策
第4編 復旧・復興対策

総則編  
第1編 地震・津波災害対策  
第2編 風水害対策  
第3編 その他の災害対策  
第4編 復旧・復興対策

機 関	列車運行措置		
	強化地域外		強化地域内
	警戒宣言当日	翌日以降	
伊豆箱根鉄道(株)			列車は別に指定する最寄り駅まで、45km/h以下の速度で非常時注意運転し、以後の運転は休止。
横浜市高速鉄道(横浜市営地下鉄)	50km/h以下の減速運転。	地震ダイヤを作成して、可能な範囲での運行に努めます。	
横浜高速鉄道(株)(みなとみらい線)	現行ダイヤによる減速運転。	地震ダイヤを作成して、可能な範囲での運行に努めます。	
横浜新都市交通(株)(シーサイドライン)	現行ダイヤによる減速運転。	同左	

ウ 旅客に係る措置

鉄道事業者は、あらかじめ警戒宣言発令時に生じる帰宅困難者等に対する、具体的な避難誘導、保護、食料等のあつ旋、市が帰宅困難者の保護等のために、実施する活動との連携体制等の措置について定め、警戒宣言発令時には運行規制等について情報提供するとともに、帰宅困難者の保護等のために必要な対応をとるものとします。

(2) 路線バス

バス事業者は、おおむね次のとおり対応します。

表 路線バスの基本方針

基本方針
<p>強化地域外では、次の事項に留意し、それぞれの路線の実情を踏まえた警戒宣言発令時運行計画の定めるところにより、可能な限り運行を継続します。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>警戒宣言が発せられた時は、減速走行の措置をとります。</li> <li>減速走行や交通渋滞等によりダイヤが遅延した場合は、その状況に応じて間引き運行の措置をとります。</li> <li>危険箇所等を通過する路線については、運行中止、折り返し、う回等事故防止のための適切な措置をとります。</li> <li>警戒宣言が発せられた日の翌日以降についても、上記1～3を踏まえ、原則的には運行を継続しますが、交通状況の変化等に応じて、運行中止等適切な措置をとります。</li> </ol> <p>参考として、強化地域内では、警戒宣言発令後の運行を、各事業者の計画に定めるところに従い中止します。</p>

## 12 災害情報協力機関への要請

災害対策本部長は、警戒宣言が発せられた場合、(一社)神奈川県タクシー協会鎌倉支部、鎌倉市アマチュア無線非常通信協議会、(株)ジェイコム湘南・鎌倉及び鎌倉エフエム放送(株)との協定に基づき、協力体制の確認を要請します。

## 13 児童・生徒等の保護

警戒宣言が発せられた場合の児童・生徒等の保護については、「第1編 第2章 地震・津波災害応急対策計画 第11節 応急教育 第5 児童・生徒等の保護対策」を準用します。

## 14 観光客等の帰宅困難者対策

警戒宣言が発せられた場合の観光客等の帰宅困難者対策については、「第1編 第2章 地震・津波災害応急対策計画 第7節 避難対策 第5 帰宅困難者対策」を準用します。

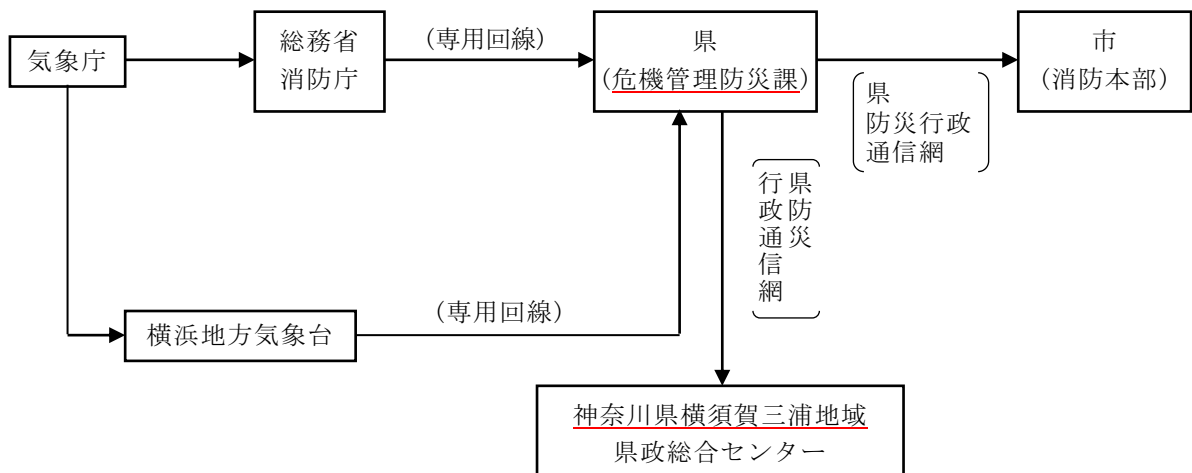
## 第2 警戒宣言等の伝達

### 1 東海地震に関連する情報

#### (1) 勤務時間内の伝達系統

勤務時間内における東海地震に関連する調査情報（臨時）、東海地震注意情報、東海地震予知情報の伝達は、次の系統図により行うものとします。

図 東海地震に関連する情報の伝達系統（勤務時間内）



#### 【市の組織内の伝達】

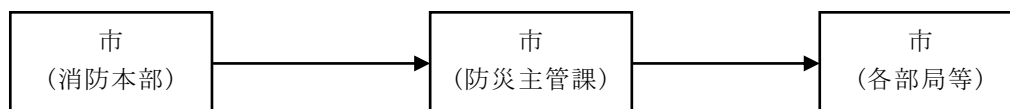
- ・本庁内………庁内放送により伝達します。
- ・出先機関………庁内放送を受けた各部局職員は、有線電話等により各部局の出先機関に伝達します。

#### (2) 勤務時間外の伝達系統

勤務時間外における東海地震に関連する調査情報（臨時）、東海地震注意情報、東海地震予知情報の伝達は、次の系統図により行うものとします。なお、市（消

防本部) までの伝達系統は勤務時間内と同じです。

図 東海地震に関連する情報の伝達系統 (勤務時間外)

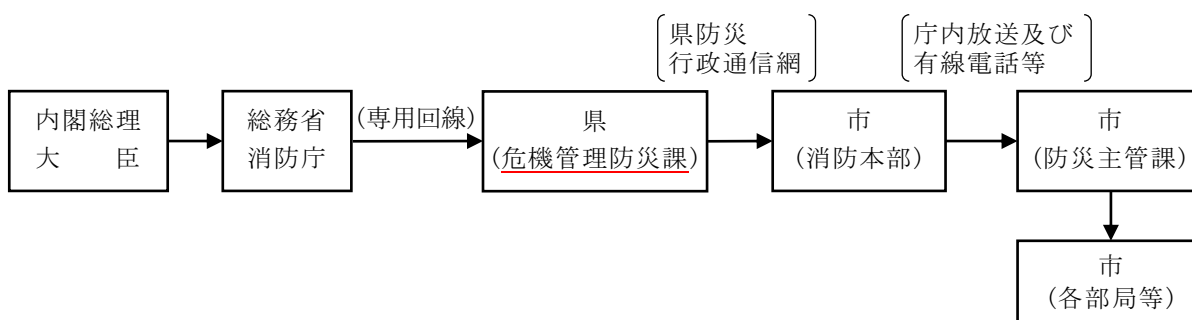


2 警戒宣言

(1) 勤務時間内の伝達系統

勤務時間内における警戒宣言の伝達は、次の系統図により行うものとします。

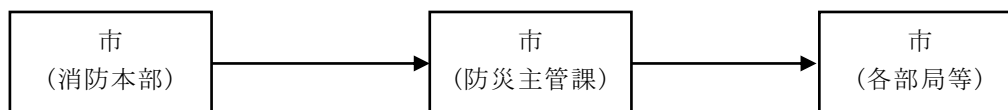
図 警戒宣言の伝達系統 (勤務時間内)



(2) 勤務時間外の伝達系統

勤務時間外における警戒宣言の伝達は、次の系統図により行うものとします。  
 なお、市 (消防本部) までの伝達系統は勤務時間内と同じです。

図 警戒宣言の伝達系統 (勤務時間外)



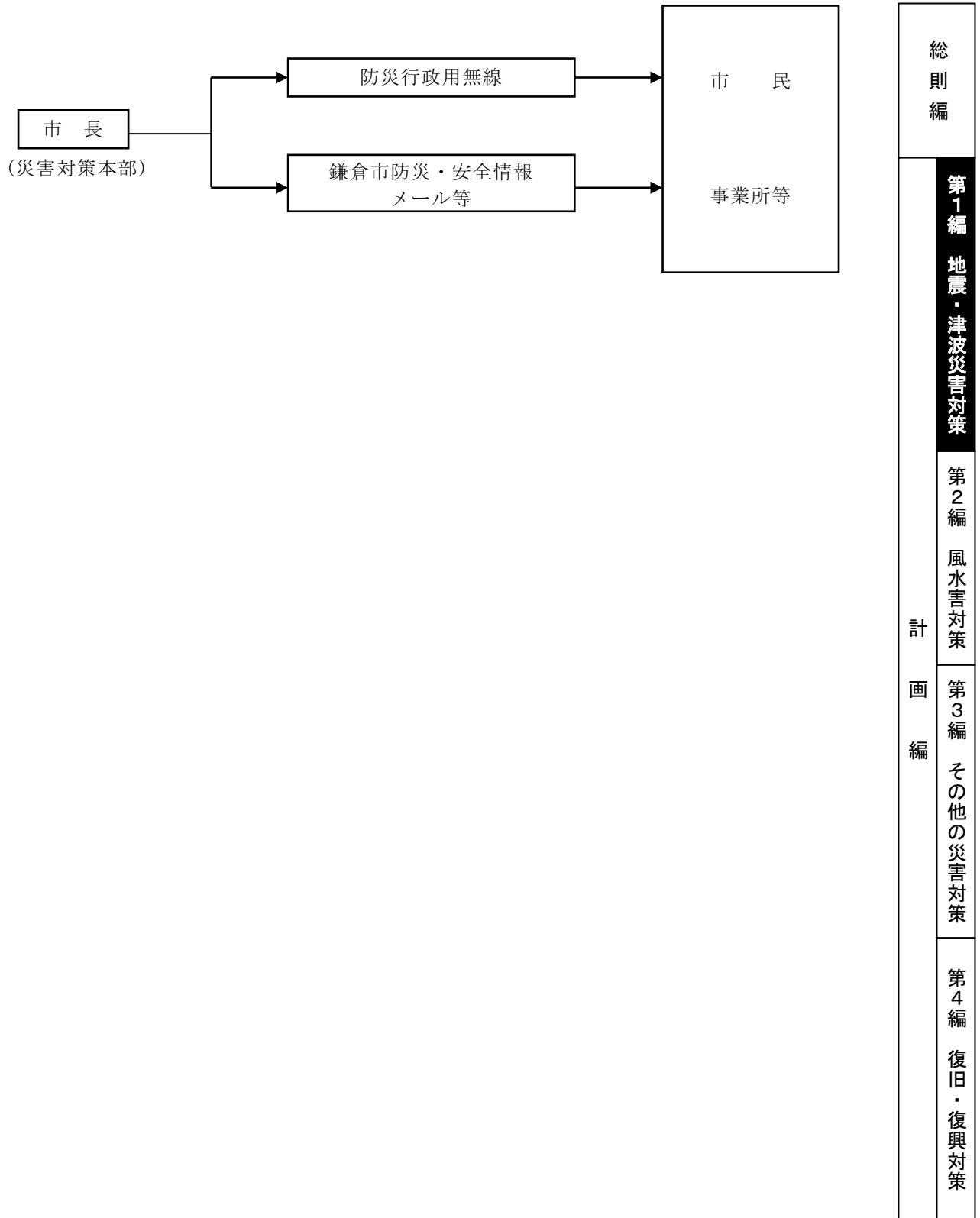
3 警戒宣言、東海地震予知情報等の市民への情報周知

警戒宣言、東海地震予知情報等について、市は防災行政用無線、鎌倉市防災・安全情報メール、緊急速報メール (エリアメール) 等により市民等に伝達します。

総則編
第1編 地震・津波災害対策
第2編 風水害対策
第3編 その他の災害対策
第4編 復旧・復興対策



図 警戒宣言等の市民等への情報伝達方法



総 則 編	
計 画 編	第1編 地震・津波災害対策
	第2編 風水害対策
	第3編 その他の災害対策
	第4編 復旧・復興対策

総  
則  
編

第1編  
地震・津波災害対策

第2編  
風水害対策

第3編  
その他の災害対策

第4編  
復旧・復興対策

計  
画  
編

## 第2編 風水害対策

総  
則  
編

第1編  
地震・津波災害対策

第2編  
風水害対策

第3編  
その他の災害対策

第4編  
復旧・復興対策

計  
画  
編